

「施設基準パーフェクトブック 2022 年度版」 正誤表

本書の内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

頁	訂 正 前	訂 正 後
P24～P26 図表 35～37, 図表 39～42	歴月	暦月
P31 図表 52 上 下から 2 行目	「週 4 日以上状態として・・・」	「週 4 日以上常態として・・・」
P78 右 上から 11 行目	2. 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準に該当する医療機関については、入院基本料に係る届出及び特定入院料に係る届出並びに入院時食事療養(Ⅰ)の届出が行えません。また、届出後に当該基準に該当した場合には診療報酬の100分の90又は100分の80に相当する点数を算定するとされています。	2. 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準に該当する医療機関については、入院基本料に係る届出及び特定入院料に係る届出並びに入院時食事療養(Ⅰ)の届出が行えません。また、届出後に当該基準に該当した場合には診療報酬の100分の90又は100分の80に相当する点数を算定するとされています。
P86 右 上から 21 行目 32 行目	(4)測定と評価の要件(基準) ②及び④ 「一般病棟用の重症度、医療、看護必要度Ⅱに関わる評価表」	「一般病棟用の重症度、医療、看護必要度Ⅰ又はⅡに関わる評価表」
P122 左 上から 8 行目	嚥えん下機能	嚥下機能
P1697 下から 8 行目 以降	アからエまでについては、届出前1か月に当該病棟において、夜勤を含む交代制勤務に従事する看護要員の各勤務のうち、やむを得ない理由により各項目を満たさない勤務が0.5割以内の場合は、各項目の要件を満たしているとみなす。 キについては、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は要件を満たしているとみなす。 クについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち4時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。 ケについては、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1年に1回以上、当該病棟に勤務する看護要員による評価を実施し、評価結果をもとに必要なに応じて活用方法の見直しを行うこと。	削除
P1701 上から 6 行目 ～9 行目	<ul style="list-style-type: none"> ・ケについては、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は要件を満たしているとみなす。 ・コについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち4時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。 ・サについては、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1年に1回以上、当該病棟に勤務する看護要員による評価を実施し、評価結果をもとに必要なに応じて活用方法の見直しを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クについては、暦月で1か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動は要件を満たしているとみなす。 ・ケについては、院内保育所の保育時間に当該保険医療機関が定める夜勤時間帯のうち4時間以上が含まれること。ただし、当該院内保育所の利用者がいない日についてはこの限りではない。 ・コについては、使用機器等が看護要員の業務負担軽減に資するかどうかについて、1年に1回以上、当該病棟に勤務する看護要員による評価を実施し、評価結果をもとに必要なに応じて活用方法の見直しを行うこと。
P1708 A308 回復期リハビリテーション 病棟入院料	入院料 3～5 看護要員の列 (看護補助者が夜勤をおこなう場合は看護師 1 名以上)	(看護補助者が夜勤をおこなう場合は看護職員 1 名以上)
P1852 問 15	(4)平均夜勤時間数を 4 週間で算出している場合、看護配置など暦月でみる基準・・・・・・・・	(4)月平均夜勤時間数を 4 週間で算出している場合、看護配置など暦月でみる基準・・・・・・・・
P1871 上から 13 行目	問 1 (解説) 日勤 (8:30～17:30)	(解説) 日勤 (8:30～17:15)
P.1890 中央 上から 16 行目	索引「ち」 地域医療体制確保加算 …………… 380	地域医療体制確保加算 …………… 308

本書の発刊後の訂正通知による追補は、経営書院ホームページの「施設基準パーフェクトブック 2022 年度版」のページに掲載しています。

https://www.e-sanro.net/books/books_iry/shisetsukijun/86326-325.html